

平成20年度予算概算要求時に実施した政策アセスメントにおける事後検証

No	施策等名	ページ
政策目標 2. 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
1	地域のニーズに応じたバリアフリー車両の開発及び標準仕様の策定	1
政策目標 4. 水害等災害による被害の軽減		
2	河川管理施設の戦略的維持管理	4
3	緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) の創設	8
4	直轄砂防管理費の創設	11
5	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の拡充	14
政策目標 5. 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
6	領海、EEZにおける海洋調査の推進	17
政策目標 1 1. ICT利活用及び技術研究開発の推進		
7	推進研究テーマ設定によるイノベーション推進に向けた研究開発助成制度の強化	20

※海岸環境整備事業の拡充及び貯留浸透施設整備の推進については、平成22年度以降、社会資本整備総合交付金（以下、交付金という。）に移行しており、交付金の交付要綱においては、社会資本総合整備計画に従い、おおむね3年～5年の期間で実施されることとされていることから、当該期間の途中での効果の把握は困難となった。このため、交付金への移行が行われた平成22年度から3年を経た次の年度である平成25年度以降に事後検証を実施する時期を先送りし、検証することとする。

平成21年度予算概算要求時に実施した政策アセスメントにおける事後検証

No	施策等名	ページ
政策目標 4. 水害等災害による被害の軽減		
8	TEC-FORCEによる大規模災害時の対応体制の強化	23
9	公共交通における事故発生時の被害者支援のための取組	26

平成22年度予算概算要求時に実施した政策アセスメントにおける事後検証

No	施策等名	ページ
政策目標 2. 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
10	200海里海域の特性に応じた海洋マネジメントビジョンの策定	29
政策目標 4. 水害等災害による被害の軽減		
11	集中豪雨・局地的大雨対策の強化	33

平成23年度予算概算要求時に実施した政策アセスメントにおける事後検証

No	施策等名	ページ
政策目標 9. 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
12	社会資本の施設横断的な予防保全マネジメントの確立	37

## 事後検証シート（政策アセスメント関係）

対象評価書	平成20年度予算概算要求関係政策アセスメント結果（事前評価書）【No. 4】		
施策等	地域のニーズに応じたバリアフリー車両の開発及び標準仕様の策定		
担当課	自動車局総務課企画室	担当課長名	室長 阿部竜矢
施策等の概要	<p>自動車メーカー、交通事業者等と連携し、高齢者等に優しく地域のニーズに応じたバス・乗合タクシー車両の開発及び標準仕様を策定する。 （予算関係）</p> <p>【平成20年度予算要求額：100百万円】 【平成20年度予算額：51百万円、平成21年度予算額：52百万円、平成22年度予算額：49百万円】</p>		
施策等の目的	<p>本格的な高齢化社会を迎え、高齢者等交通弱者の円滑な移動手段としてバス・乗合タクシーの重要性が高まっており、地域のニーズに応じた高齢者等に優しいバス・乗合タクシー車両の開発・普及が喫緊の課題となっている。</p> <p>このため、自動車メーカー、交通事業者等と連携し、車両の開発及び新たな標準仕様の策定等による低コスト化を図り、高齢者等に優しく地域のニーズに応じたバリアフリー車両の普及を促進することにより、バリアフリー社会の形成を推進する。</p>		
政策目標	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
施策目標	3 総合的なバリアフリー化を推進する		
業績指標	—		
検証指標	高齢者等に優しく地域のニーズに応じたバス・乗合タクシー車両の標準仕様ガイドラインの策定及び開発が行われている		
目標値	—		
目標年度	平成24年度		
施策等の効果の測定及び結果（実際の有効性）	<p>平成20年度から3カ年に渡り、実車や実車模型を用いつつ、学識経験者、障害者、運送事業者、自動車メーカー等の関係者間で望ましいバリアフリー車両のあり方について検討を重ね、平成23年7月に「地域のニーズに応じたバス・タクシーに係るバリアフリー車両の開発」報告書を取りまとめた。</p> <p>本報告書では、バス車両、車いす乗降リフトを設けたバリアフリー対応乗合タクシー車両、車いすのまま乗降できる乗降口を設けたユニバーサルデザインタクシー車両のガイドラインを策定し、当該ガイドラインに基づき、平成24年3月に「標準仕様UDタクシー認定制度」を創設した。その後、一部のメーカーより、この制度の認定を受けた実車が開発され販売されている。</p>		
その他特記すべき事項	特になし		

※事後検証の対象となった政策アセスメントの評価書（個票）については、次ページ参照。

事前評価票【No.4】

施策等名	地域のニーズに応じたバリアフリー車両の開発及び標準仕様の策定	担当課 (担当課長名)	自動車交通局総務課 企画室(室長 後藤 浩平)
施策等の概要	<p>自動車メーカー、交通事業者等と連携し、高齢者等に優しく地域のニーズに応じたバス・乗合タクシー車両の開発及び標準仕様を策定する。 (予算関係) 【予算要求額：100百万円】</p>		
施策等の目的	<p>本格的な高齢化社会を迎え、高齢者等交通弱者の円滑な移動手段としてバス・乗合タクシーの重要性が高まっており、地域のニーズに応じた高齢者等に優しいバス・乗合タクシー車両の開発・普及が喫緊の課題となっている。 このため、自動車メーカー、交通事業者等と連携し、車両の開発及び新たな標準仕様の策定等による低コスト化を図り、高齢者等に優しく地域のニーズに応じたバリアフリー車両の普及を促進することにより、バリアフリー社会の形成を推進する。</p>		
政策目標	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
施策目標	3 総合的なバリアフリー化を推進する		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>地方部、都市部ともに本格的な高齢化が進むなか、高齢者等に優しい地域のニーズに応じた中・小型バス、乗合タクシー等のバリアフリー車両の開発・普及を図ることは、公共交通機関の使命を果たす上で必要不可欠である。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>バス車両の販売市場は規模が小さく、市場原理に委ねるだけでは開発が進まない。(=原因分析)</p> <p>また、バスメーカーも輸送需要の低迷により開発意欲が減退している。(=課題の特定)</p> <p>自動車メーカー、交通事業者等と連携し、車両の開発及び新たな標準仕様の策定等による低コスト化を図り、高齢者等に優しく地域のニーズに応じたバリアフリー車両の普及を促進する。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	<p>都市部を中心に定時性・高速性等を確保した連節ノンステップバスの導入、地方部を中心に中・小型のバスや乗合タクシーといった各地域のニーズに応じた様々な運行形態が広がるなか、本格的な高齢化社会に対応するために、高齢者等に優しく地域のニーズに対応した低廉なバリアフリー車両の開発・普及が求められている。</p>		
行政の関与	<p>バス車両の販売市場は規模が小さく、市場原理に委ねるだけでは開発が進まず、バスメーカーも輸送需要の低迷により開発意欲が減退しているため、行政が主導して、メーカー、交通事業者等と連携を図り施策を進めていくことが必要である。</p>		

<p>国の関与</p>	<p>標準化は国内統一的に定めるべきものであるため、国として施策を進めていくことが必要である。</p>
<p>施策等の効率性</p>	<p>当該施策を講じない場合と比べ、国が中心となって新たな標準仕様を策定することにより、自動車メーカーの開発コストが低減され、その結果、低コスト化が図られ、交通事業者等による車両の導入費用の負担を軽減し、高齢者等に優しい車両の普及が促進される。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>新たな標準仕様の策定による車両の低コスト化を図ることにより、より一層高齢者等に優しく地域のニーズに応じたバリアフリー車両の普及が促進されるため、バリアフリー社会の実現に有効である。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>交通政策審議会陸上交通分科会自動車交通部会 - 今後のバスサービス活性化方策検討小委員会の報告 - (H19.6.27)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・『現行のノンステップバスは、前部低床部と後部高床部との間に段差があるが、より乗りやすさを高めるため、段差がないフルフラットのノンステップバスの開発・導入の促進に向けて検討を進めることが適当である。』</li> <li>・『高齢者、障害者が利用しやすく、かつ、小型で小回りがきき過疎地の実情に即した低コストの低床の中小型バス・マイクロバスの開発・普及にも積極的に取り組むべきである。』</li> </ul> <p>平成24年度(標準仕様の策定から5年以内を目途)に事後検証を実施。</p>

## 事後検証シート（政策アセスメント関係）

対象評価書	平成20年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果（事前評価書）【No. 28】		
施策等	河川管理施設等の戦略的維持管理		
担当課	水管理・国土保全局河川環境課	担当課長名	金尾 健司
施策等の概要	<p>効果的・効率的な河川管理のため、平成19年度から、全ての直轄管理河川において、河川維持管理計画（案）及び河川維持管理実施計画（案）を作成、試行しているところ。都道府県管理河川においては、代表河川において、これらを作成、試行しているが、その他の河川においても、河川維持管理計画（案）等の作成にインセンティブを与え、強力に推進。</p>		
施策等の目的	都道府県管理の中小河川においても、計画の作成により、必要の管理内容、確保すべき管理水準を明確化することで、各地域の確実な河川管理施設の維持、災害の軽減を図る。		
政策目標	4. 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	1 2. 水害・土砂災害の防止・減災を推進する		
業績指標	—		
検証指標	都道府県等管理河川における河川維持管理計画策定の推進		
目標値			
目標年度	制度拡充年度（平成20年度）から検証年度（平成24年度）まで		
施策等の効果の測定及び結果（実際の有効性）	<p>このインセンティブや国土交通省河川局河川環境課河川保全企画室長通知<sup>※1</sup>（平成23年5月11日）等の措置により、河川維持管理計画等については、直轄管理河川においては全河川で、また、都道府県等管理河川においては、平成20年4月末時点で約300河川であったが、平成24年3月時点では約6000河川（1, 2級河川数約21, 000河川）まで作成数が伸びることとなった。これにより、河川管理施設の効果的・効率的な管理が行われるとともに、洪水等の被害の軽減に寄与したものと考えられる。</p> <p>※1：効果的・効率的な河川維持管理の推進について（平成23年5月11日国土交通省河川局河川環境課河川保全企画室長通知）</p> <p>『国が管理する河川においては、別添のとおり、河川砂防技術基準維持管理編〔河川編〕（平成二十三年五月十一日付国河情第一号国土交通省河川局長通知）（以下、「河川砂防技術基準」という。）に基づいて河川維持管理計画を作成し、それに基づき効果的・効率的な河川維持管理を推進していくこととしています。</p> <p>つきましては、貴都道府県及び政令市におかれましても、これまでに作成を進めて頂いた河川維持管理計画（案）に基づく効果的・効率的な河川維持管理の実施について、引き続き取り組んで頂くとともに、今後は河川砂防技術基準等を参考にして河川維持管理計画の作成・充実にさらに努めて頂くようお願いいたします。</p> <p>なお、「効果的・効率的な河川維持管理の実施について」（平成十九年四月二十五日付国河治保第三号河川保全企画室長通知）は、廃止します。』</p>		

	<a href="http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/gijutsu/gijutsukijunn/ijikanri/kasen/pdf/gijutsukijun.pdf">http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/gijutsu/gijutsukijunn/ijikanri/kasen/pdf/gijutsukijun.pdf</a>
その他特記すべき事項	特になし

※事後検証の対象となった政策アセスメントの評価書（個票）については、次ページ参照。

事前評価票【No.28】

施策等名	河川管理施設等の戦略的維持管理	担当課 (担当課長名)	河川局治水課 (課長 関 克己)
施策等の概要	<p>効果的・効率的な河川管理のため、平成19年度から、全ての直轄管理河川において、河川維持管理計画(案)及び河川維持管理実施計画(案)を作成、試行しているところ。都道府県管理河川においては、代表河川において、これらを作成、試行しているが、その他の河川においても、河川維持管理計画(案)等の作成にインセンティブを与え、強力に推進。 (予算関係) 【予算要求額：58,040百万円】</p>		
施策等の目的	<p>都道府県管理の中小河川においても、計画の作成により、必要な管理内容、確保すべき管理水準を明確化することで、各地域の確実な河川管理施設の維持、災害の軽減を図る。</p>		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	1 2 水害・土砂災害の防止・減災を推進する		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>近年、集中豪雨などによる災害リスクの増大などにより、既存施設の適切な維持管理が求められる中、河川管理施設の増大及びその老朽化が進行している。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>増大する修繕・更新費に対し、それに対応可能な投資力及び人員は限られている。(=原因分析)</p> <p>河川管理施設に対し、必要となる管理内容や確保すべき管理水準を明確化し、効果的・効率的に修繕・更新を実施する必要がある。河川ごとの規模、特性を踏まえ、必要となる管理内容や確保すべき管理基準を明確化するため、維持管理にかかる計画の作成・実施する必要がある。(=課題の特定)</p> <p>河川維持管理計画(案)及び河川維持管理実施計画(案)の作成、試行を全直轄管理河川で行う他、都道府県管理河川においても、その作成、試行を推進。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	<p>平成18年7月の集中豪雨においても鹿児島県、長野県等で浸水被害が出るなど、全国各地で大きな被害が発生していることから水害への対策は急務である。</p>		
行政の関与	<p>国民の生命、身体及び財産を災害から保護することは国及び都道府県等の使命であり、水害対策については、行政が主体的に対策を講じる必要がある。</p>		
国の関与	<p>先行して直轄管理河川で実施している河川維持管理計画(案)等の作成、試行を都道府県管理河川においても推進するものであり、それに対する国によるインセンティブの付与は効果的かつ不可欠である。</p>		
施策等の効率性	<p>河川維持管理計画(案)等の作成、試行により、計画的な予防修繕等により効率的な河川管理が可能となる。</p>		
施策等の有効性	<p>河川維持管理計画(案)等の作成、試行を直轄管理河川のみならず、全国的に都道府県にも広げるものであり、河川管理施設の効果的・効率的な管理に資し、洪水等の被害の軽減も図られる。</p>		

その他特記すべき事項	河川維持管理計画（案）については、平成24年度（5年後）を目途に、河川維持管理実施計画（案）については、平成20年度以降の毎年度、管理実績を踏まえ、管理内容及び管理水準を見直すことで、事後検証を行う。
------------	--

## 事後検証シート（政策アセスメント関係）

対象評価書	平成20年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果（事前評価書）【No. 29】		
施策等	緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の創設		
担当課	水管理・国土保全局 防災課	担当課長名	防災課長 野田 徹
施策等の概要	<p>○ 地球温暖化等に伴う災害リスク増大への適応策として、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を創設し、大規模災害時の人員・資機材の派遣体制・受け入れ体制を整備することにより、地方公共団体に対する技術的支援を充実・強化する。そのため、緊急災害対策派遣隊の初動時の活動費等について、予算措置を講ずる。</p> <p>（予算関係）</p> <p>【平成20年度予算要求額：50百万円】</p> <p>【平成20年度予算額：50百万円、平成21年度予算額：40百万円、平成22年度予算額：40百万円】</p>		
施策等の目的	○ 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を創設し、大規模災害時の地方公共団体に対する技術的支援を充実・強化することを目的とする。		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	12 水害、土砂災害の防止、減災の推進		
業績指標	-		
検証指標	-		
目標値	-（災害対応のため、目標値の設定は困難である）		
目標年度	制度創設年度（平成20年度）から検証年度（平成24年度）まで		
施策等の効果の測定及び結果（実際の有効性）	<p>○現在、国土交通省各組織の4千人を超える職員を予めTEC-FORCEに任命。</p> <p>○創設以来、大臣指揮命令のもと全国各地の被災地域へTEC-FORCEを派遣し、被災状況の把握や被災自治体の支援を迅速に実施。</p> <p>○現在まで派遣したTEC-FORCEののべ総数は2万8千人にのぼる。</p> <p>○特に、東日本大震災では発災から3日後には全国の地方支分部局より500名を超えるTEC-FORCEを派遣し、早期復旧や被害の拡大防止に貢献した。</p>		
その他特記すべき事項	特になし		

※事後検証の対象となった政策アセスメントの評価書（個票）については、次ページ参照。

事前評価票【No.29】

施策等名	緊急災害対策派遣隊（TEC - FORCE）の創設	担当課 （担当課長名）	河川局防災課 （課長 上総周平）
施策等の概要	<p>地球温暖化等に伴う災害リスク増大への適応策として、緊急災害対策派遣隊（TEC - FORCE）を創設し、大規模災害時の人員・資機材の派遣体制・受け入れ体制を整備することにより、地方公共団体に対する技術的支援を充実・強化する。そのため、緊急災害対策派遣隊の初動時の活動費等について、予算措置を講ずる。 （予算関係） 【予算要求額：50百万円】</p>		
施策等の目的	緊急災害対策派遣隊（TEC - FORCE）を創設し、大規模災害時の地方公共団体に対する技術的支援を充実・強化することを目的とする。		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	1 2 水害、土砂災害の防止、減災の推進		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値（目標年次）	検討中		
施策等の必要性	<p>大規模な地震、水害、土砂災害等の被害を被った地域においては、迅速かつ的確な緊急対策を行うことが必要である。しかし、地方公共団体においては、十分な予算、技術者等の確保が困難である。（＝目標と現状のギャップ）</p> <p>これまでの国による緊急支援は、その都度体制をとって対応してきた。災害に脆弱な日本の国土構造に加え、地球温暖化に伴う気候変動による集中豪雨の激化や高齢化社会の到来等、これまで以上に甚大な被害が多発するおそれがあり、国による緊急支援としてその都度体制をとる対応には限界がある。（＝原因分析）</p> <p>大規模な地震、水害、土砂災害等が発生した場合、全国から適正に人員・資機材を派遣することが必要である。（＝課題の特定）</p> <p>緊急災害対策派遣隊（TEC - FORCE）として大規模災害時の人員・資機材の派遣体制を整備することにより、国が主体的に緊急調査を実施し、地方公共団体に対して技術的な支援を行うとともに、連携して必要な緊急応急対策を実施する。また、緊急調査等の初動時の活動費用等を予算要求する。（＝施策の具体的内容）</p>		
社会的ニーズ	H19.3 能登半島地震、H19.7 新潟県中越沖地震など、大規模災害が多発しており、国による緊急対策を行う仕組みの確立による迅速かつ的確な緊急対策が求められている。		
行政の関与	地震、水害、土砂災害等の災害から国民の生命・財産を守ることは行政が責任をもって行うべきである。		

<p>国の関与</p>	<p>地震、水害、土砂災害等の災害から国民の生命・財産を守ることは国の基本的責務である。地球温暖化等による災害リスク増大が見込まれる中、国の果たすべき役割はますます重要となっている。 地震、水害、土砂災害等の自然災害への対応に当たって、災害対応経験の少ない市町村職員等が的確な活動を実施できるよう、国は専門の職員の派遣体制を整備し、可能な限りの支援をする必要がある。</p>
<p>施策等の効率性</p>	<p>国による緊急対策を行う仕組みを確立することで、迅速かつ的確な緊急対策による被災施設の早期機能回復が可能となるため、効率的である。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>これまでの国による緊急支援は、その都度体制をとって対応してきた。緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）としてあらかじめ体制を整備し、事前に人員・資機材の派遣体制を整備しておくことにより、各種調整の円滑化、迅速かつ適切な支援体制の構築による被害状況の早期把握、被災施設の早期復旧が可能となる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>H19.7.14「台風第4号に関する災害対策関係省庁局長会議」において、総理大臣より「被災地の迅速な被害の復旧に向け、各省庁においては、被害状況の早期把握に努め、可能な限りの支援策を講じること」との指示があった。 H19.7.17「平成19年新潟県中越沖地震に関する災害対策関係省庁連絡会議」において、総理大臣より「被災地の迅速な被害の復旧に向け、各省庁においては、被害状況の早期把握に努め、可能な限りの支援策を講じること」との指示があった。 H19.7.25 社会資本整備審議会答申「中期的な展望に立った今後の治水対策のあり方について」において、「大規模災害発生時に、迅速かつ的確に緊急対策、復旧・復興を行うため、必要な人員・機材を全国から派遣する体制を予め整備するなど危機管理体制を強化する」と明記されている。 施策の開始後平成24年度（5年後）を目途に、緊急災害対策派遣隊の活動実績などについて事後検証を実施する。</p>

## 事後検証シート（政策アセスメント関係）

対象評価書	平成20年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果（事前評価書）【No. 30】		
施策等	直轄砂防管理費の創設		
担当課	水管理・国土保全局砂防部砂防計画課	担当課長名	大野 宏之
施策等の概要	<p>火山噴火等に伴う継続的かつ大量な土砂流出等により、適正な機能確保が著しく困難な砂防設備の管理で他の都道府県の利益を保全する場合、利害関係が一つの都道府県にとどまらない場合その他技術的・財政的に著しく困難である場合等については、国直轄で砂防設備を管理し、機能を確保する。</p> <p>（予算関係）</p> <p>【平成20年度予算要求額：400百万円】</p> <p>【平成20年度予算額：400百万円、平成21年度予算額：350百万円、平成22年度予算額：452百万円、平成23年度予算額：432百万円、平成24年度予算額：432百万円】（但し、平成22、23年度は、砂防設備維持費と砂防設備機能回復費の合計）</p>		
施策等の目的	土砂災害に対する地域の安全・安心を確保するため、砂防設備の管理体制の強化を図る。		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する		
業績指標	—		
検証指標	火山噴火等に伴う継続的かつ大量な土砂流出がある溪流における土砂災害を防止・軽減する		
目標値	—		
目標年度	—		
施策等の効果の測定及び結果（実際の有効性）	<p>砂防管理費を平成20年度に創設し、活発な噴火に伴う膨大な土砂流出の続く桜島において、直轄砂防管理に着手した。</p> <p>平成22年以降は、特に桜島の噴火活動が活発化し、特に平成24年は既往最多となる年間50回を超える土石流が発生する等、土砂災害の発生が懸念される状況であったが、本事業により、砂防設備の機能回復の為の除石及び補修等が計画的かつ機動的に行われている。その結果、土砂災害による被害は発生していない。</p>		
その他特記すべき事項	特になし		

※事後検証の対象となった政策アセスメントの評価書（個票）については、次ページ参照。

事前評価票【No.30】

施策等名	直轄砂防管理費の創設	担当課 (担当課長名)	河川局砂防部砂防計画課 (課長:中野泰雄)
施策等の概要	<p>火山噴火等に伴う継続的かつ大量な土砂流出等により、適正な機能確保が著しく困難な砂防設備の管理で他の都道府県の利益を保全する場合、利害関係が一つの都道府県にとどまらない場合その他技術的・財政的に著しく困難である場合等については、国直轄で砂防設備を管理し、機能を確保する。</p> <p>(予算関係) 【予算要求額：400百万円】</p>		
施策等の目的	土砂災害に対する地域の安全・安心を確保するため、砂防設備の管理体制の強化を図る。		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	1 2 水害・土砂災害の防止・減災を推進する		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>土砂災害に対する地域の安全・安心を確保するため、一定計画に基づく砂防設備の整備が完了した後も、土砂の流出状況に応じて、適切に設備の管理が実施されることが必要である。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>しかしながら、火山噴火等により継続的かつ大量の土砂流出がある場合については、土砂の流出状況に応じた適切な設備の管理は困難である。(=原因分析)</p> <p>特に、当該設備の管理が他の都道府県の利益を保全する場合、利害関係が一つの都道府県にとどまらない場合、技術的・財政的に著しく困難である場合においては、一都道府県で設備の機能確保を図っていくことが困難である。(=課題の特定)</p> <p>このような箇所について、適切に砂防設備の管理を行えるよう、国直轄により砂防設備の管理を行う制度を新たに創設する。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	火山活動等による荒廃の著しい溪流などでは直轄砂防事業の促進が求められている。		
行政の関与	国民の生命、身体及び財産を災害から保護することは、「災害対策基本法」に記されている通り行政機関の責務である。		

国の関与	国民の安全安心の確保は、国の最も重要な責務の一つであるとともに、技術的・財政的に著しく困難な場合や広域にわたる国土保全については砂防法第6条により、国自らが対処すべき責務である。
施策等の効率性	火山噴火等に伴う継続的かつ大量の土砂流出がある溪流等において、適切な管理を怠れば下流域において大規模な被害が発生するおそれがあり、適切な管理を行う体制を構築し、砂防設備の機能を確保することによって被害を未然に防止することで復旧にかかる費用を大幅に節約でき、施策の効率性は高い。
施策等の有効性	火山噴火等に伴う継続的かつ大量の土砂流出がある溪流等において、国の直轄による集中的な除石等砂防設備の管理を行うことにより、下流域の被害を未然に防止することができ、有効であるといえる。
その他特記すべき事項	施策の開始後5年(平成24年度)を目処に、制度の拡充により実施された事業実績などについて事後検証を実施する。

## 事後検証シート（政策アセスメント関係）

対象評価書	平成20年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果（事前評価書）【No. 33】		
施策等	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の拡充		
担当課	水管理・国土保全局 海岸室 港湾局 海岸・防災課	担当課長名	海岸室長 五道仁実 海岸・防災課長 丸山隆秀
施策等の概要	<p>広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等処理するため、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象範囲を拡大し、「一連の海岸で1000m<sup>3</sup>以上」の漂着量で定めていた制度を、広域にわたる「複数の海岸で1000m<sup>3</sup>以上」とし、広域的に一体的処理を行うことができるよう制度を拡充する。</p> <p>【平成21年度実施額：災害関連緊急砂防等事業116百万円、港湾施設災害関連事業4百万円】</p> <p>【平成22年度実施額：港湾施設災害関連事業36百万円】</p> <p>【平成23年度実施額：災害関連緊急砂防等事業816百万円、港湾施設災害関連事業445百万円】</p> <p>【平成24年度実施額：災害関連緊急砂防等事業958百万円、港湾施設災害関連事業180百万円】</p>		
施策等の目的	広範囲に漂着したゴミや流木等を一体的に処理できるよう制度の拡充を行い、処理対策の一層の促進を図る。		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する。		
業績指標	—		
検証指標	広域にわたる複数の海岸での処理量		
目標値	—（災害対応のため目標値の設定は困難である）		
目標年度	制度拡充年度から検証年度まで		
施策等の効果の測定及び結果（実際の有効性）	<p>《政策目標の実現状況》（分析対象期間：平成21年度～平成24年度）</p> <p>平成21年度～24年年度の処理量で比較した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分析対象期間の処理量 : 約 148千m<sup>3</sup></li> <li>・その内、拡充分の処理量 : 約 13千m<sup>3</sup></li> </ul> <p>平成21年度～平成24年度の4年間の処理量の内、拡充分が約13千m<sup>3</sup>あり、この制度は充分活用されており、被害の軽減に寄与する。</p> <p style="text-align: right;"><small>※上記の処理量は国土交通省所管海岸のみ。なお、平成20年度は災害発生無し</small></p>		
その他特記すべき事項	特になし		

※事後検証の対象となった政策アセスメントの評価書（個票）については、次ページ参照。

事前評価票【No.33】

施策等名	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の拡充	担当課 (担当課長名)	河川局海岸室 (海岸室長 岸田弘之) 港湾局海岸・防災課 (海岸・防災課長 栗田悟)
施策等の概要	<p>広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を処理するため、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象範囲を拡大し、「一連の海岸」から広域にわたる「複数の海岸」とすることで、広域的に一体的処理を行うことができるよう制度を拡充する。(予算関係)</p> <p>【予算要求額:(災害)】</p>		
施策等の目的	<p>海岸保全施設の機能阻害の原因となる大規模な海岸漂着ゴミを緊急的に処理するため、平成19年度に「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象を「流木等」に限らず「漂着ゴミ」に、また、補助対象となる処理量を漂着量の「70%」から「100%」に拡充したところである。平成20年度要求では、広範囲に漂着したゴミや流木等を一体的に処理できるよう制度の拡充を行い、処理対策の一層の促進を図る。</p>		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する。		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>海岸漂着ゴミや流木等への対策として、平成19年度に「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」を拡充したところであるが、広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等による被害に対しては支援が難しいのが現状。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>海岸漂着ゴミや流木等の対策の更なる充実を図るため、広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等についてもこの制度が適応されるようにすることが重要。(=原因分析)</p> <p>「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の採択要件のうち、補助対象となる流木等の漂着範囲を拡大することが必要。(=課題の特定)</p> <p>「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象範囲を拡大し、「一連の海岸」から広域にわたる「複数の海岸」とすることで、広域的に一体的処理を行うことができるよう制度を拡充する。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的二一ズ	広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等が海岸保全施設の機能阻害等を引き起こすことについての対応が望まれている。		
行政の関与	海岸管理は行政の役割であり、行政が主体的に対策を講じる必要がある。		
国の関与	予見できない大規模な海岸漂着ゴミや流木等を処理対象として拡充するものであり、かつ支出規模も大きいため国の支援が不可欠である。		

<p>施策等の効率性</p>	<p>同一の台風による海岸漂着ゴミや流木等による海岸保全施設の機能阻害といった緊急的な対応が求められる被害に対して、「複数の海岸」を対象とし、その処理を一斉に行うことが可能となり、より迅速かつ効率的に事務が進められる。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>広範囲に堆積した海岸漂着ゴミや流木等への迅速な対応が可能となり、海岸漂着ゴミや流木等の対策の充実が図られる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>施策の開始後平成24年度（5年後）を目途に、事後検証を実施する。</p>

## 事後検証シート（政策アセスメント関係）

対象評価書	平成20年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果（事前評価書）【No. 36】		
施策等	領海、EEZ における海洋調査の推進		
担当課	海上保安庁海洋情報部海洋調査課	担当課長名	課長 加藤 幸弘
施策等の概要	<p>我が国領海、排他的経済水域の海洋管理を的確に行うため、調査データの不足している海域において、海洋調査を優先的的重点的に実施する。</p> <p>（予算関係）</p> <p>【平成20年度予算要求額：1,691 百万円】</p> <p>【平成20年度予算額：1,133 百万円、平成21年度予算額：1,692百万円、平成22年度予算額：1,539百万円、平成23年度予算額：1,530百万円、平成24年度予算額：3,297百万円】</p>		
施策等の目的	我が国の海洋管理を的確に行う。		
政策目標	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
施策目標	19 船舶交通の安全と海上の治安を確保する		
業績指標	—		
検証指標	平成20年度～24年度までの調査計画に対する達成率		
目標値	100%		
目標年度	平成24年度		
施策等の効果の測定及び結果（実際の有効性）	<p>我が国領海及び排他的経済水域における調査データの不足している海域において海洋調査を重点的に実施し、海底地形・地殻構造・領海基線情報等の海洋権益の保全、海洋資源の開発及び海洋の総合的管理・利用に資する基盤情報を着実に収集・整備してきている。平成20年度から開始した本施策について、年度毎の調査は順調に進捗（平成20年度～24年度までの調査計画に対する達成率は99%）した。今後はこれまでの調査計画外の調査データの不足している海域において、引き続き基盤情報を収集・整備する必要がある。</p> <p>また、これらの基盤情報は他機関（関係省庁、独立行政法人、大学、民間等）への提供を通して、防災対策や各種調査研究等の海洋の持続的かつ積極的な開発及び利用に活用されており、当該海洋調査は海洋に関する様々な施策の推進に貢献している。</p>		
その他特記すべき事項	特になし		

※事後検証の対象となった政策アセスメントの評価書（個票）については、次ページ参照。

事前評価票【No.36】

施策等名	領海、EEZにおける海洋調査の推進	担当課 (担当課長名)	海上保安庁海洋情報部 海洋調査課 (課長 仙石 新)
施策等の概要	我が国領海、排他的経済水域の海洋管理を的確に行うため、調査データの不足している海域において、海洋調査を優先的的重点的に実施する。(予算関係) 【予算要求額：1,691百万円】		
施策等の目的	我が国の海洋管理を的確に行う。		
政策目標	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
施策目標	19 船舶交通の安全と海上の治安を確保する。		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>海洋の開発及び利用や海洋の総合的管理のために、我が国の領海及び排他的経済水域に関する基盤的情報を整備する必要がある。しかし、現状においてこれらの海域に係る調査量は、十分なものとはなっていない。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>これまで、我が国の広大な領海及び排他的経済水域のうち、海上交通の安全に重要な海域等を優先するとともに、最近では、特に大陸棚調査のため太平洋側の調査を重点的に実施してきた。(=原因分析)</p> <p>このため、他の海域において、海洋の開発及び利用や海洋の総合的管理のために必要な基盤的情報が不足している海域が存在する。(=課題の特定)</p> <p>こうした状況を踏まえ、調査データの不足している海域における地形調査及び地殻構造調査等の海洋調査を優先的的重点的に実施する。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	海洋基本法では、我が国が国際的協調の下に、海洋の平和的かつ積極的な開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図る新たな海洋立国を実現することが重要とされており、そのため、海洋の開発及び利用の計画立案等の海洋管理に資する基盤的情報の整備が必要となっている。		
行政の関与	海洋基本法第22条により、国は海洋調査の実施に努めることとなっている。		
国の関与	海洋基本法第22条により、国は海洋調査の実施に努めることとなっている。		

施策等の効率性	当庁は、測量船を保有していることから、これを活用することにより、効率的な調査が可能である。
施策等の有効性	海洋調査を推進し、領海及び排他的経済水域の基盤的情報を整備することにより、我が国の海洋開発及び利用の計画立案等の海洋管理が図られる。
その他特記すべき事項	海洋調査の進捗状況について平成24年度に事後検証を実施

## 事後検証シート（政策アセスメント関係）

対象評価書	平成20年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果（評価書）【No. 63】		
施策等	推進研究テーマ設定によるイノベーション推進に向けた研究開発助成制度の強化		
担当課	大臣官房技術調査課	担当課長名	課長 越智 繁雄
施策等の概要	<p>2～3年で研究成果を社会に還元するため、建設生産システムの向上に関する技術開発等、解決すべき政策課題を重点的に実施する推進研究テーマとして設定し、産学官連携体制を構築して行う研究への研究開発助成を行う。</p> <p>【平成20年度予算要求額：450百万円】          【平成20年度予算額：200百万円、平成21年度予算額：200百万円、平成22年度予算額：200百万円、平成23年度予算額：250百万円、平成24年度予算額：270百万円】</p>		
施策等の目的	<p>実用化段階に対する技術開発に対して助成する“実用化研究開発公募”を拡充し、推進研究テーマ設定による研究開発助成を行うことにより、研究開発成果の実用化を加速させることを目的としている。これにより、既存の“基礎・応用研究開発公募”によるイノベーションの源泉となる要素技術開発を含め、実用化まで幅広く助成する。</p>		
政策目標	11	ICTの利活用及び技術研究開発の推進	
施策目標	41	技術研究開発を推進する	
業績指標	176	目標を達成した技術研究開発課題の割合 (平成19年度～平成22年度までは、年度計画通りに進捗した技術研究開発課題の割合)	
検証指標	—		
目標値	80%		
目標年度	平成23年度以降毎年度		
施策等の効果の測定及び結果（実際の有効性）	<p>平成20年度以降の実用化研究開発公募等の採択者に対する採択研究課題の実用化に向けたアンケート調査の結果によると、約70%が実用化に向けて成果があったと考えられる。</p> <p>なお、平成20年度の採択課題が終了する平成21年度以降の実用化研究開発公募等における技術研究開発課題の業績指標は100%であり、目標値を達成している。</p>		
その他特記すべき事項	特になし。		

※事後検証の対象となった政策アセスメントの評価書（個票）については、次ページ参照。

事前評価票【No.63】

施策等名	推進研究テーマ設定によるイノベーション推進に向けた研究開発助成制度の強化	担当課 (担当課長名)	大臣官房技術調査課 (課長 前川秀和)
施策等の概要	<p>2～3年で研究成果を社会に還元するため、建設生産システムの生産性向上に関する技術開発等、解決すべき政策課題を重点的に実施する推進研究テーマとして設定し、産学官連携体制を構築して行う研究への研究開発助成を行う。(予算関係)</p> <p>【予算要求額：450百万円】</p>		
施策等の目的	<p>実用化段階に対する技術開発に対して助成する“実用化研究開発公募”を拡充し、推進研究テーマ設定による研究開発助成を行うことにより、研究開発成果の実用化を加速させることを目的としている。これにより、既存の“基礎・応用研究開発公募”によるイノベーションの源泉となる要素技術開発を含め、実用化まで幅広く助成する。</p>		
政策目標	1 1 ICTの利活用及び技術研究開発の推進		
施策目標	4 3 技術研究開発を推進する		
業績指標	2 1 1 年度計画通りに進捗した技術研究開発課題の割合		
業績指標の目標値(目標年次)	80%(平成19年度以降毎年度)		
施策等の必要性	<p>建設分野の技術革新を推進するために建設技術の高度化及び国際競争力強化に係る研究開発について広く公募し、優秀な提案に対して助成しているが、イノベーションを確実に絶え間なく創造していくためには、要素技術のような長期的視点に立った研究開発と速やかに建設現場に還元可能な研究開発の両方について助成を実施する必要があるが、後者について十分な応募提案がなされていない。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>原因として、テーマを設定したうえで、一定の規模を有する研究開発全体を組み立てることにより、個々の研究開発が有機的なつながりを持ち、社会資本の整備・管理にイノベーションをもたらすような仕組みが十分に構築されていないことがあげられる。(=原因分析)</p> <p>研究開発された技術を速やかに活用していくためには、社会資本整備の現場が求めている技術開発テーマを明示して技術開発成果の方向性を誘導するとともに、技術開発の進捗状況を適切に確認する必要がある。(=課題の特定)</p> <p>以上の課題に対応するため、以下のとおり強化を行う。(=施策の具体的内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策課題解決に必要な技術開発テーマについて、これを重点的に実施する推進研究テーマとして設定し、研究開発の成果を適切に誘導する。</li> <li>・産学官による委員会を設置し、実用化に向けた助言を受けながら、着実に実施できる推進体制を強化する。</li> </ul>		
社会的二一 ズ	<p>第3期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)、総合科学技術会議、長期戦略指針「イノベーション25」、経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日閣議決定)において、イノベーションの早期実現を目指した競争的資金の拡充が必要であり、さらには、イノベーションを誘発するためには実証研究やモデル事業を推進することが必要であるとされている。</p>		

行政の関与	国民の安全・安心な暮らしや経済活動等を支える社会資本整備に関する技術開発については多額の投資が必要であるため、大学や民間企業等の建設技術の高度化等に資する研究開発に対して、行政が積極的に助成する必要があり、行政の関与が不可欠である。
国の関与	建設技術の研究開発は、特定地域のためだけに実施するものではなく、全国的な観点から実施すべきであることから、国が主体的に推進すべきものである。
施策等の効率性	設定されたテーマに対して、競争的環境により提案・公募させるため、目標を達成するための優れた研究開発を効率的に選定することができる。
施策等の有効性	重点的に実施する推進研究テーマ（政策課題）に対し、研究者の独創的で自由な発想や、現場で蓄積された民間の経験や知恵を反映させ、2～3年という短期間で成果を社会に還元することができる。 実用化までの一貫した研究開発思想が整理され、イノベーションが推進・実現される。
その他特記すべき事項	施策の開始5年後（平成24年度）を目途に、研究開発結果を含めて、拡充した制度について事後検証を実施する。

## 事後検証シート（政策アセスメント関係）

対象評価書	平成21年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果（事前評価書）【No. 26】		
施策等	TEC-FORCEによる大規模災害時の対応体制の強化		
担当課	水管理・国土保全局 防災課	担当課長名	防災課長 野田 徹
施策等の概要	<p>○平成20年度に緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を創設し、岩手・宮城内陸地震では、発災当日からTEC-FORCEを派遣し、早期被災状況の把握に大きく貢献した。被害の拡大を防ぐためには、緊急調査に引き続き、すみやかに緊急対応を実施し、二次災害を防止することが重要である。そこで発災直後の緊急調査に加え、事前の準備及び被害拡大防止のための緊急対応等を可能とする制度を創設し、TEC-FORCEの充実・強化を図る。</p> <p>（予算関係）</p> <p>【平成21年度予算要求額：300百万円】</p> <p>【平成21年度予算額：200百万円、平成22年度予算額：200百万円、平成23年度予算額：200百万円】</p>		
施策等の目的	○発災直後の緊急調査に加え、被害拡大防止のための緊急対応等を可能とするとともに、より迅速かつ安全に活動を展開することができるよう、体制・装備の充実を図るための制度を創設し、TEC-FORCEの充実・強化を図る。		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	12 水害、土砂災害の防止、減災の推進		
業績指標	-		
検証指標	-		
目標値	-（災害対応のため、目標値の設定は困難である）		
目標年度	制度拡充年度（平成21年度）から検証年度（平成24年度）まで		
施策等の効果の測定及び結果（実際の有効性）	<p>○東日本大震災では、施設管理者との連絡がつかないなど、緊急的な対応を実施する者との調整がつかないケースが見受けられたが、本施策により以下のような対応が迅速に行われた。</p> <p>○巨大津波により大規模な浸水が生じた仙台空港など仙台湾南部海岸周辺へTEC-FORCE 応急対策班及び排水ポンプ車等災害対策機材を集中投入し、迅速に湛水排除を実施した。</p> <p>○総排水量約500万m<sup>3</sup>を緊急排水し、発災から約1ヶ月後には空港が再開した。</p> <p>○仙台空港は東北経済の要であるとともに、被災地域への緊急物資供給の起点となるため、本事業の実施により仙台空港の復旧が早期化した。これらにより被災地の迅速な復旧・復興に寄与した。</p>		
その他特記すべき事項			

※事後検証の対象となった政策アセスメントの評価書（個票）については、次ページ参照。

事前評価票【No. 26】

施策等名	TEC-FORCEによる大規模災害時の対応体制の強化	担当課 (担当課長名)	河川局防災課 (課長 細見 寛)
施策等の概要	<p>○平成20年度に緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を創設し、岩手・宮城内陸地震では、発災当日からTEC-FORCEを派遣し、早期被災状況の把握に大きく貢献した。被害の拡大を防ぐためには、緊急調査に引き続き、すみやかに緊急対応を実施し、二次災害を防止することが重要である。そこで、発災直後の緊急調査に加え、事前の準備及び被害拡大防止のための緊急対応等を可能とする制度を創設し、TEC-FORCEの充実・強化を図る。(予算関係) 【予算要求額：300百万円】</p>		
施策等の目的	<p>○ 発災直後の緊急調査に加え、被害拡大防止のための緊急対応等を可能とするとともに、より迅速かつ安全に活動を展開することができるよう、体制・装備の充実を図るための制度を創設し、TEC-FORCEの充実・強化を図る。</p>		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	12 水害、土砂災害の防止、減災を推進する		
業績指標	—		
業績指標の目標値(目標年次)	—		
施策等の必要性	<p>○ 大規模自然災害が発生し、または発生するおそれがある場合においては、被害の拡大を防止するためには、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による緊急調査に引き続いて、河道閉塞箇所における緊急排水の準備、資機材搬入のための経路確保、資機材の運搬等の緊急対応を実施する必要があるが現在は緊急調査しか行うことができない。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>○ TEC-FORCEによる被害拡大防止のための緊急対応を実施する仕組みが構築されていない。(=原因分析)</p> <p>○ 大規模自然災害が発生し、または発生するおそれがある場合、緊急調査だけでなく、被害拡大防止のための緊急対応を実施することが必要である。(=課題の特定)</p> <p>○ TEC-FORCEによる発災直後の緊急調査に加え、事前の準備及び被害拡大防止のための緊急対応等を可能とする制度を創設し、TEC-FORCEの充実・強化を図る。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	<p>○ 岩手・宮城内陸地震(平成20年6月)においては、TEC-FORCEが派遣され、被災状況の早期把握に大きく貢献しているが、被害の拡大防止のためには、緊急調査に引き続き、緊急対応の実施が必要である。</p>		
行政の関与	<p>○ 地震、水害、土砂災害等の災害から国民の生命・財産を守ることは行政が責任をもって行うべきである。</p>		

<p>国の関与</p>	<p>○ 地震、水害、土砂災害等の災害から国民の生命・財産を守ることは国の基本的責務である。地球温暖化等による災害リスクの増大が見込まれる中、国の果たすべき役割はますます重要となっている。</p>
<p>施策等の効率性</p>	<p>○ 国による緊急調査のみでなく、緊急対応を行う仕組みを確立することで、被害拡大を防止するとともに、被災施設の早期機能回復が可能となるため、効率的である。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>○ 平成20年度に緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を創設し、岩手・宮城内陸地震では、発災当日から TEC-FORCE を派遣し、緊急調査を実施することにより、早期被災状況の把握に大きく貢献した。緊急調査に引き続いて、河道閉塞箇所における緊急排水の準備、資機材搬入のための経路確保、資機材の運搬等の緊急対応を実施することにより、被害拡大防止、被災施設の早期復旧が可能となる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>○ 「台風第4号に関する災害対策関係省庁局長会議」（平成19年7月14日）において、総理大臣より「被災地の迅速な被害の復旧に向け、各省庁においては、被害状況の早期把握に努め、可能な限りの支援策を講じること」との指示があった。</p> <p>○ 「平成19年新潟県中越沖地震に関する災害対策関係省庁連絡会議」（平成19年7月14日）において、総理大臣より「被災地の迅速な被害復旧に向け、各省庁においては、被害状況の早期把握に努め、可能な限りの支援策を講じること」との指示があった。</p> <p>○ 社会資本整備審議会答申「中期的な展望に立った今後の治水対策のあり方について」（平成19年7月25日）において、「大規模災害発生時に、迅速かつ的確に緊急対策、復旧・復興を行うため、必要な人員・機材を全国から派遣する体制を予め整備するなど危機管理体制を強化する」と明記されている。</p> <p>○ 施策の開始後平成24年度を目途に、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の活動実績などについて事後検証を実施する。</p>

## 事後検証シート（政策アセスメント関係）

対象評価書	平成21年度予算概算要求関係政策アセスメント結果（事前評価書）【No. 30】		
施策等	公共交通における事故発生時の被害者支援のための取組		
担当課	総合政策局安心生活政策課	担当課長名	山口 一郎
施策等の概要	<p>鉄道・航空等公共交通に関わる事故が発生した場合、事故発生直後における被害者情報の収集及び窓口としての対応や、加害者である公共交通事業者との接触に心理的抵抗感の大きい被害者等へのサポート等について、事故当事者以外も含めた被害者等支援のあり方について検討を行う。（予算関係）</p> <p>【平成21年度予算要求額：32百万円】</p> <p>【平成21年度予算額：25百万円、平成22年度予算額：11百万円】</p>		
施策等の目的	公共交通事業者以外の者による事故被害者支援が行われることにより、事故情報の適切な提供、二次的な精神的負担を伴わない被害者支援・救済を実現する。		
政策目標	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
施策目標	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する		
業績指標	-		
検証指標	外部有識者による検討委員会において検討を行い報告書がとりまとめられている		
目標値	-		
目標年度	平成24年度		
施策等の効果の測定及び結果（実際の有効性）	<p>平成21年度から2年間にわたり「公共交通における事故による被害者等への支援のあり方検討会」を開催した。検討会においては、事故の被害者等へのインタビュー、アンケート等を実施し、平成22年3月に「公共交通における事故による被害者等への支援ニーズ等に関する調査報告書」としてまとめた。</p> <p>また、平成23年6月には、上記検討会における検討結果として、「公共交通における事故による被害者等への支援のあり方検討会まとめ」を整理した。これを受け、平成24年4月に『公共交通事故被害者支援室』を国土交通省に設置し、被害者等への支援を行うため、具体的には</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者等への支援を確保するための常設の窓口業務</li> <li>・被害者等への支援を担当する職員の教育訓練</li> <li>・外部の関係機関とのネットワークの構築</li> <li>・交通事業者による被害者等支援計画の策定促進</li> </ul> <p>などに取り組むとともに、同室の機能の充実を図っている。</p>		
その他特記すべき事項	特になし。		

※事後検証の対象となった政策アセスメントの評価書（個票）については、次ページ参照。

事前評価票【No. 30】

施策等名	公共交通における事故発生時の被害者支援のための取組	担当課 (担当課長名)	総合政策局安心生活政策課 (課長 森下 憲樹)
施策等の概要	<p>鉄道・航空等公共交通に関わる事故が発生した場合、事故発生直後における被害者情報の収集及び窓口としての対応や、加害者である公共交通事業者との接触に心理的抵抗感の大きい被害者等へのサポート等について、事故当事者以外も含めた被害者支援のあり方について検討を行う。 (予算関係) 【予算要求額：32百万円】</p>		
施策等の目的	<p>公共交通事業者以外の者による事故被害者支援が行われることにより、事故情報の適切な提供、二次的な精神的負担を伴わない被害者支援・救済を実現する。</p>		
政策目標	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
施策目標	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>○ 鉄道事故・航空事故・船舶事故等の事故被害者に対する適切かつ十分な支援・救済が目標であるが、事故や被害の規模に関わらず、支援等は事故当事者である公共交通事業者によるものだけに限られており、不十分な場合がある。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>○ 大規模な事故の発生で被害者が多数となった場合や中小事業者が事故当事者となった場合に、情報提供や補償能力等対応に限界がある。また、加害者である公共交通事業者以外の支援がないことから、被害者等に二次的な精神的負担が発生している。(=原因分析)</p> <p>○ 本年10月には運輸安全委員会が発足し、事故原因究明機能の高度化等が図られ、被害者等へ事故情報等に関する情報提供を行うこととされたが、中立的な事故原因調査機関としての立場から、運輸安全委員会が被害者支援を行うには一定の制約がある。また、事故当事者以外の者が行う被害者支援も重要であるとの要望がある。(=課題の特定)</p> <p>○ 以上の現状及び課題を踏まえ、①当事者以外の者が被害者支援を行う必要性・支援の範囲、②事故発生直後の被害者等への支援のあり方、③被害者等への精神的支援等のあり方、④事故当事者に十分な補償能力等がない場合の対応等につき、検討委員会の場を用いて調査検討を行う。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的二一ズ	<p>被害者等への支援等につき、被害者側からは、いわば加害者である交通事業者の対応を受け入れるには心理的抵抗が大きく、交通事業者以外の者からの支援を求める声がある。</p>		
行政の関与	<p>事故当事者である交通事業者によるもの以外の被害者支援の必要性についての要望に鑑み、行政の関与が必要。</p>		

国の関与	鉄道・航空等の公共交通機関は地域をまたぐ不特定多数の乗客が利用するものであることから、国の関与が必要。
施策等の効率性	類似の課題に対して先進的な取組を行っている米国の事例を調査すること、国内の有識者を集めた調査研究委員会を開催し専門家からの意見を取り入れることにより、効率的に被害者支援のあり方を検討できる。
施策等の有効性	大規模な事故が起きた際の被害者支援についてのあり方をまとめることにより、今後同様の事故が起きた場合に、適切な主体により迅速かつ十分な対応をとることができ、もって適切な事故被害者支援・救済に資する。
その他特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運輸安全委員会設置に係る国土交通省設置法一部改正法案に対する衆議院附帯決議（平成20年4月15日）において、被害者等に対する支援について「総合的な施策の推進のために必要な措置を検討すること」が決議されている。</li> <li>○ 平成24年度までに事後検証を実施。</li> </ul>

## 事後検証シート（政策アセスメント関係）

対象評価書	平成22年度予算概算要求関係政策アセスメント結果（事前評価書）【No. 2】		
施策等	200海里海域の特性に応じた海洋マネジメントビジョンの策定		
担当課	総合政策局海洋政策課	担当課長名	村田 茂樹
施策等の概要	<p>21世紀の我が国の持続可能な発展のためには、世界で6番目に広大な我が国200海里海域における海洋資源や空間を有効に活用する必要があることから、海域毎の特性や海洋に関する各種のニーズを踏まえ、適正な海洋管理を行うために必要な海洋管理拠点のあり方をまとめたビジョン（海洋マネジメントビジョン）を策定する。（予算関係）【平成22年度予算要求額：15百万円】</p> <p>【平成22年度予算額：13百万円、平成23年度予算額：11百万円】</p>		
施策等の目的	海域毎の特性や海洋に関する多様なニーズを踏まえ、我が国の海洋管理を適正に行う。		
政策目標	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
施策目標	4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する		
業績指標	—		
検証指標	我が国200海里海域における海洋管理拠点のあり方をまとめたビジョンが策定されている		
目標値	—		
目標年度	平成23年度		
施策等の効果の測定及び結果（実際の有効性）	<p>平成22年10月に、有識者や関係省庁から構成される「海洋マネジメントビジョン検討委員会」を設置し、我が国200海里海域における海洋管理拠点を含ま海洋管理のあり方について検討を行い、平成24年3月に「海洋マネジメントビジョン検討委員会報告書」としてとりまとめた。</p> <p>当該報告書において、海洋再生可能エネルギーの導入における海域利用調整や、海域管理に必要な海洋情報の充実など、各海域の特性に応じた海洋管理の必要性等について整理したことにより、総合的かつ計画的な海洋管理施策推進のための基礎資料として活用が可能となった。現在、これらを踏まえた適正な海洋管理に向けた取組が進展しているところであり、港湾における再生可能エネルギー導入に係るマニュアルの策定（平成24年6月）や、海洋台帳の整備（平成24年5月）等においても、当該報告書で整理された海洋管理の考え方等が踏襲されているところ。</p>		
その他特記すべき事項	特になし。		

※事後検証の対象となった政策アセスメントの評価書（個票）については、次ページ参照。

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	200海里海域の特性に応じた海洋マネジメントビジョンの策定		
担当課	総合政策局海洋政策課	担当課長名	課長 天谷 直昭
施策等の概要	<p>21世紀の我が国の持続可能な発展のためには、世界で6番目に広大な我が国200海里海域における海洋資源や空間を有効に活用する必要があることから、海域毎の特性や海洋に関する各種のニーズを踏まえ、適正な海洋管理を行うために必要な海洋管理拠点のあり方をまとめたビジョン（海洋マネジメントビジョン）を策定する。</p> <p>（予算関係）</p> <p>【予算要求額：15百万円】</p>		
施策等の目的	海域毎の特性や海洋に関する多様なニーズを踏まえ、我が国の海洋管理を適正に行う。		
政策目標	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
施策目標	4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する		
業績指標	—		
検証指標	我が国200海里海域における海洋管理拠点のあり方をまとめたビジョンの策定		
目標値	我が国200海里海域における海洋管理拠点のあり方をまとめたビジョンが策定されている		
目標年度	平成23年度		
施策等の必要性	<p><b>i 目標と現状のギャップ</b></p> <p>21世紀の我が国の持続可能な発展のためには、世界で6番目に広大な我が国200海里海域における海洋資源や空間を有効に活用することが不可欠である。このため、今後、海洋基本法（平成19年成立）の「海洋の総合的管理」の理念を踏まえ、関係諸機関が連携して、200海里海域のより一層の効果的・効率的な海洋管理が求められる状況にあるが、そのために必要な海洋管理拠点のあり方をまとめた総合的かつ計画的なビジョンが示されていない状況にある。</p> <p><b>ii 原因の分析</b></p> <p>我が国海域を有効に利活用するためには、海洋の管理を適正に行っていく必要があり、そのためには前提となる海洋管理の拠点が不可欠である。国としても、海洋基本法及び、海洋基本計画（平成20年閣議決定）に基づき、海上の安全や離島の保全など総合的な施策を推進してきたが、海洋の適正な管理のための具体的な拠点のあり方についての取組はこれからの状況である。</p>		

		<p>iii 課題の特定</p> <p>海洋管理拠点は、複合的な機能を有するものであり、また世界で6番目に広大な我が国200海里海域における海洋資源や空間を有効に活用する必要があるため、関係諸機関の連携の下で、総合的かつ計画的に推進するための海洋政策上の位置づけが必要である。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>①200海里海域における地質・気象・海象に関するデータ把握や、海洋資源、海洋の安全、海洋調査等の海洋管理に関する各種ニーズについての調査等を行う。②関係省庁、学識経験者、民間等から構成される検討委員会を設置し、外洋海域における管理拠点のモデルケースや、海洋マネジメントビジョンの策定に向けた検討を行う。</p>
社会的ニーズ		<p>○平成19年成立の海洋基本法、20年閣議決定の海洋基本計画において「海洋の総合的管理」が掲げられており、また、大陸棚延長申請（平成20年11月国連に申請）により将来的に我が国の海底権益が広がる可能性もあるなど、今後、関係諸機関が連携して、200海里海域のより一層の効果的・効率的な海洋管理が求められている</p> <p>○「海洋基本法フォローアップ研究会」の「新たな海洋立国の実現に関する提言」（平成21年4月 麻生総理大臣提出）において、我が国EEZ海域の海洋資源・空間の有効活用のため、「無人離島及びその周辺海域の保全・管理と有効活用に資するプロジェクトの実施」及び「海洋域における洋上基地（海洋観測、科学調査、資源探査等の支援基地）の設置等」が重要課題として掲げられており、海域の利活用の前提となる海洋管理拠点施策の推進が強く求められていることから社会的ニーズは高い。</p>
行政の関与		<p>海洋の適正な管理は、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全などの我が国の権益や国際公益に関わるものであることから、行政の関与が必要である。</p>
国の関与		<p>上記に加えて、海洋基本法第8条に記載の通り、国は「基本理念にのっとり、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する」ものとされている。</p>
施策等の効率性		<p>海域毎の特性や海洋に関する各種ニーズを踏まえた総合的・計画的なビジョンである、海洋マネジメントビジョンを策定することにより、海洋拠点管理のあり方が明確化される。これにより、必要な拠点整備が推進されることで、海洋資源・エネルギー等の資源開発・海洋調査の推進など、世界で6番目に広大な我が国200海里海域を効果的・効率的に管理することが可能となる。</p>
本案	費用	<p>15百万円（平成22年度予算要求額：海洋マネジメントビジョンの策定に必要な基礎データ収集費用、検討委員会に係る諸費用）</p>
	効果	<p>世界で6番目に広大な我が国200海里海域の効果的な利活用（海洋資源開発、海洋調査の推進、海上の安全確保等）が図られる。</p>

	比較	我が国の200海里海域全体を俯瞰し、海域毎の特性や海洋に関する各種ニーズを踏まえたビジョンを策定することで、適正な海洋管理を行うための拠点のあり方が示されるため、海洋資源開発・海洋調査等、海洋における多様なニーズに対応することができ、効果は極めて大きい。
代替案	概要	関係諸機関がそれぞれの行政ニーズに応じて独自に海洋管理拠点のあり方を検討する。
	費用	関係諸機関が独自に海洋拠点のあり方を検討し拠点を整備した場合、それぞれの機関が単一目的で拠点を整備することとなるため、関係機関が共同で検討する場合に比べ費用が大きくなる。
	効果	海域毎の特性や海域に関する各種ニーズを踏まえない検討になってしまい、それぞれの機関が単一目的で拠点を整備することとなるため、適正な海洋管理を行うために必要な海洋管理拠点が整備されない。
	比較	関係諸機関が独自に海洋拠点のあり方を検討した場合、それぞれの機関が単一目的で拠点を整備することとなるため、本来必要な海洋管理拠点が整備されない。その結果、海域毎の特性や海洋に関する各種ニーズに対応することができないため、それに要する費用に比較して、効果は限定的である。
本案と代替案の比較		本案により、総合的・計画的ビジョンを策定し、関係諸機関が連携して海洋管理拠点を整備することで、海域毎の特性や海洋に関する各種ニーズに効率的に対応することができるため、費用は代替案の方が要する一方で、効果は本案の方が期待され効率的である。
施策等の有効性		本施策の実施により、海洋マネジメントビジョンが策定されることで、各海域の特性に応じた海洋管理拠点のあり方が示され、総合的かつ計画的な海洋管理拠点施策の推進が可能となる。これにより、海域毎の特性や海洋に関する多様なニーズを踏まえた適正な海洋管理を行うことができ、海洋環境の保全等が推進されるため、本施策目標の達成に資する。
その他特記すべき事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 我が国は、平成20年11月に「大陸棚延長申請」を国連の委員会に提出したところであり、近々、日本の海底権益が拡大する可能性が大きいことから、具体の施策の前提となる海洋マネジメントビジョンの策定を、22年度から可及的速やかに推進する必要がある。</li> <li>○ 平成24年度に事後検証シートにより事後検証を実施。</li> </ul>

## 事後検証シート（政策アセスメント関係）

対象評価書	平成22年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果(事前評価書)【NO.11】		
施策等	集中豪雨・局地的大雨対策の強化		
担当課	気象庁予報部業務課	担当課長名	課長 長谷川 直之
施策等の概要	<p>集中豪雨、局地的大雨等による被害の防止・軽減に向けて、次世代予報スーパーコンピュータの導入、観測網の維持・強化を図るとともに、気象情報の改善、防災知識の普及等多面的対策を推進する。</p> <p>【予算要求額：2,139百万円】【予算額：1,060百万円】</p>		
施策等の目的	集中豪雨や局地的大雨の監視、予測技術を強化・改善するとともに、必要なときに必要な情報を得られるよう気象情報の普及環境を整え、情報を元に自ら安全確保できるよう安全知識を普及することによって、集中豪雨や局地的大雨による被害を軽減する。		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する		
業績指標	—		
検証指標	改善した気象情報を利活用できる都道府県の数		
目標値	47都道府県		
目標年度	平成25年度		
施策等の効果の測定及び結果(実際の有効性)	<p>気象庁では、観測網の維持・強化及び予測技術の向上に絶え間なく取り組んでおり、平成22年5月には、市町村名を明示した気象警報の発表を開始した。またこれに合わせ、高度な情報の加工に適しているXML形式による提供を順次開始し、全ての都道府県において、XML形式の情報を受けることでより高度な利用が可能となった。このような防災気象情報の高度化に加え、平成24年に運用を開始した新しいスーパーコンピュータシステムにおいては、新たな数値予報モデルを導入するなど、さらなる予測技術の向上に努めている。</p> <p>さらに、防災気象情報や安全知識に関するリーフレットを作成・配布し、防災気象講演会を開催するなど、気象情報利活用の推進を図った。</p> <p>これらの取組みにより、改善した気象情報を効果的に利用することで、最終的な利用者である国民一人ひとりにおける被害の防止・軽減に対して有効であったと考えられる。</p>		
その他特記すべき事項	特になし。		

※事後検証の対象となった政策アセスメントの評価書（個票）については、次ページ参照。

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	集中豪雨・局地的大雨対策の強化		
担当課	気象庁予報部業務課	担当課長名	課長 永田 雅
施策等の概要	<p>集中豪雨、局地的大雨等による被害の防止・軽減に向けて、次世代予報スーパーコンピュータの導入、観測網の維持・強化を図るとともに、気象情報の改善、防災知識の普及等多面的対策を推進する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：1,209百万円】</p>		
施策等の目的	<p>集中豪雨や局地的大雨の監視、予測技術を強化・改善するとともに、必要なときに必要な情報を得られるよう気象情報の普及環境を整え、情報を元に自ら安全確保できるよう安全知識を普及することによって、集中豪雨や局地的大雨による被害を軽減する。</p>		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する		
業績指標	—		
検証指標	改善した気象情報を利活用できる都道府県の数		
目標値	47都道府県		
目標年度	平成25年度		
施策等の必要性	<p><b>i 目標と現状のギャップ</b></p> <p>平成20年夏には局地的大雨、平成21年夏には集中豪雨による被害が相次いだ。気象庁は気象情報の改善を進めているが、集中豪雨や局地的大雨のような狭い範囲で起こる現象を的確に把握・予測するには、現行のシステムでは十分満足できる水準にない。</p> <p>また、さまざまな場所、時間、形態で活動している人々が気象情報を活用していない、あるいは、利用できていない状況である。加えて、短時間で危険な状況になるにもかかわらず、危険性に対する知識や危険を回避する行動に対する普及啓発が進んでいない。</p> <p><b>ii 原因の分析</b></p> <p>集中豪雨や局地的大雨のような狭い範囲で起こる現象を把握・予測するには、現行の観測網・観測システムや現行の解像度の予測システムでは、現象を的確に把握できない場合がある。また、より精密で高解像度の予測をしようとする、計算機の計算能力が不足する。</p>		

	<p>また、屋内外を問わず必要なときに必要な気象情報を入手できる環境が整っていない。加えて、気象情報などを活用して自らの判断で安全確保の行動が取れるような実践的な取り組みが少ない。</p> <p><b>iii 課題の特定</b></p> <p>観測網の維持・強化や精緻な予測によって気象情報を改善する。また、情報の入手手段拡大を促進するとともに、自ら危険を回避できるよう安全知識の普及啓発を推進する。</p> <p><b>iv 施策等の具体的内容</b></p> <p>基盤的観測網の維持・強化により実況監視体制を強化するとともに、次世代スーパーコンピュータの整備により予測技術を改善する。処理や加工の容易な最新の情報通信基盤を導入し、気象情報が広く伝えられるよう環境を整えるとともに、集中豪雨や局地的大雨の危険性や、気象情報の入手経路、自らの判断により危険を回避する方法など、安全知識の普及啓発を推進する。</p>	
社会的ニーズ	<p>平成20年夏に局地的大雨による被害が相次いだことを受けて、平成21年6月交通政策審議会気象分科会において、局地的な大雨による被害の軽減に向けた気象業務のあり方について、提言を受けた。それによると、局地的大雨は、大雨注意報や警報に至らないような状況でも、突然大雨が降ることによって、日常生活の身近なところで危険が発生することから、国民の安全・安心の確保に向けた対策が必要であるとされた。</p> <p>また平成21年夏の集中豪雨による被害を受けて、その防止や軽減に向けた要望が高まっている。</p>	
行政の関与	<p>集中豪雨や局地的大雨に対する監視体制の強化や予測技術の改善、また気象情報の改善などについては、観測技術の高度化や予測技術の専門性などに鑑み、国民の安全・安心の要請に応えられるよう、引き続き行政の関与が必要である。</p>	
国の関与	<p>気象庁は、総合的な観測網や高度な予測技術を持ち、また、日常の業務を通じて気象や災害の特性について熟知している。その専門性を活かして自治体や教育機関を積極的に支援していくことが求められているため、引き続き国の関与が必要である。なお、安全知識の普及啓発などについては、地方自治体や教育機関などと連携・協力して実施する。</p>	
施策等の効率性	<p>気象観測網の維持・強化や精緻な予測、また、気象情報の改善や安全知識普及など、多面的な対策を講じることによって、集中豪雨や局地的大雨による被害を軽減することができる。</p>	
本案	費用	<p>1,209百万円（平成22年度予算要求額。基盤的観測網の維持・強化や次世代スーパーコンピュータの整備、また、気象情報の入手手段拡大の促進や安全知識の普及啓発など）</p>
	効果	<p>観測網の維持・強化や予測技術の向上によって、気象情報の改善を進めるとともに、国民が必要なときに必要な情報を入手できるよう、都道府県が気象情報を活用できる環境を整える。</p> <p>また、安全知識の普及により情報の利活用が促進されることにより、集中豪雨や局地的大雨による被害の軽減が図られる。</p>

	比較	1,209百万円の費用がかかるが、集中豪雨や局地的大雨の予測精度の向上とともに、安全知識が普及することによって、気象情報の利活用が促進され、被害を大幅に軽減することができることから、効率的といえる。
代替案	概要	現行の情報形式による気象情報の提供を継続する。
	費用	1,066百万円（平成22年度予算要求額。基盤的観測網の維持・強化や次世代スーパーコンピュータの整備、安全知識の普及啓発など）
	効果	利用者が改善された気象情報を処理加工することが容易でなく、気象情報の利活用が促進されない。
	比較	気象情報の入手手段拡大の促進に関わる費用を抑えることができるが、気象情報の利活用が促進されず、集中豪雨や局地的大雨による被害の軽減に結びつかない。
本案と代替案の比較		本案は、代替案に比べ143百万円の費用がかかるが、改善した気象情報の利活用が促進され、ひとたび発生すると人的被害や多くの経済損失をもたらす集中豪雨や局地的大雨による被害の軽減が図られることから、本案が代替案に比べはるかに効果的であるため、より効率的といえる。
施策等の有効性		<p>観測網の維持・強化や予測技術の向上によって、気象情報の改善を進めるとともに、国民が必要なときに必要な情報を入手できるよう、都道府県が気象情報を利活用できる環境を整える。</p> <p>また、安全知識の普及により情報の利活用が促進されることにより、集中豪雨や局地的大雨による被害の軽減が図られる。</p> <p>高度かつ利活用しやすい情報が提供され、また、住民にその利活用のための安全知識が普及することは、集中豪雨や局地的大雨による被害の軽減のために改善された気象情報を利活用する都道府県の数（検証指標）の増加に大きく寄与するものである。</p>
その他特記すべき事項		<p>平成21年6月16日交通政策審議会気象分科会において、局地的な大雨による被害の軽減に向けた気象業務のあり方について、提言を受けた。</p> <p>平成24年度に事後検証シートにより事後検証を実施。</p>

## 事後検証シート（政策アセスメント関係）

対象評価書	平成23年度予算概算要求関係政策アセスメント結果（事前評価書）【No. 22】		
施策等	社会資本の施設横断的な予防保全マネジメントの確立		
担当課	総合政策局公共事業企画調整課	担当課長名	事業総括調整官 光成 政和
施策等の概要	<p>社会資本全体の維持管理・更新に係る費用を平準化（ピークの分散化）するために、施設横断的なマネジメントを行う際の留意事項や検討事項について指針の作成を行う。 （予算関係）</p> <p>【平成23年度予算要求額：4.75百万円】 【平成23年度予算額：4.75百万円、平成24年度予算額：5百万円】</p>		
施策等の目的	社会資本全体の維持管理・更新に係る費用を一層平準化する。		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する		
業績指標	—		
検証指標	社会資本の施設横断的な予防保全マネジメントに関する指針が策定されている		
目標値	—		
目標年度	平成24年度		
施策等の効果の測定及び結果（実際の有効性）	<p>社会資本全体の維持管理・更新に係る費用の平準化（ピークの分散化）に向け、複数施設を組み合わせたライフサイクルコストのシミュレーションを実施し、施設横断的な予防保全マネジメントに関する指針について検討した。検討を進める中で、各施設の台帳整備、現況の情報の蓄積等に関する検討課題が明らかとなったことから、平成24年7月に社会資本整備審議会・交通政策審議会の技術部会に設置された社会資本メンテナンス戦略小委員会において調査審議し、その成果を平成25年3月の中間とりまとめに反映した。引き続き指針策定に向けた検討を進める。</p>		
その他特記すべき事項	特になし。		

※事後検証の対象となった政策アセスメントの評価書（個票）については、次ページ参照。

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	社会資本の施設横断的な予防保全マネジメントの確立		
担当課	総合政策局 事業総括調整官室	担当課長名	事業総括調整官 平井 秀輝
施策等の概要	社会資本全体の維持管理・更新に係る費用を平準化（ピークの分散化）するために、施設横断的なマネジメントを行う際の留意事項や検討事項について指針の作成を行う。（予算関係） 【予算要求額：5百万円】		
施策等の目的	社会資本全体の維持管理・更新に係る費用をより一層平準化する。		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	33 社会資本整備・管理等を効果的に推進する		
業績指標	—		
検証指標	社会資本の施設横断的な予防保全マネジメントに関する指針の策定		
目標値	社会資本の施設横断的な予防保全マネジメントに関する指針が策定されている。		
目標年度	平成24年度		
施策等の必要性	<p><b>i 目標と現状のギャップ</b> 各施設の長寿命化計画について未策定のところが多く、社会資本全体としてのライフサイクルコストの検証もされていない。</p> <p><b>ii 原因の分析</b> 予防保全型の取り組みとして、施設毎の長寿命化計画の策定の動きが始まったところであり、社会資本全体としてのライフサイクルコストの検証は今後の課題である。</p> <p><b>iii 課題の特定</b> 個々の社会資本における予防保全型維持管理・更新にとどまらず、社会資本全体としての最適な予防保全型維持管理・更新を実現可能なものにするため、個々の社会資本を横断的に予防保全マネジメントする体系を構築することが有効であると考えられる。</p> <p><b>iv 施策等の具体的内容</b> 各施設の現況等についてのデータ整理、とりまとめ及び技術的分析を実施し、施設横断的な評価尺度（健全度等）やそれを踏まえたマネジメント手法、施設相互での連携・調整手法について検討する。</p>		

	社会的ニーズ	新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）」において、「社会資本ストックが今後急速に老朽化することを踏まえ、維持修繕、更新投資等の戦略的な維持管理を進め、国民の安全・安心の確保の観点からリスク管理を徹底することが必要である」と記載されている。
	行政の関与	本施策は、社会資本の維持管理・更新に関する指針を策定するものであり、社会資本の管理者である行政機関が実施すべき内容である。
	国の関与	国は社会資本の維持管理・更新の実施主体であるとともに、国と地方公共団体の区別なく全国的な課題でもあるため、国が主体的・先進的に検討を進めるべきである。
施策等の効率性		
本案	費用	5百万円【平成23年度予算要求額】 ※各管理施設の維持管理・更新に関するデータの整理、効果の検証等を行う。
	効果	社会資本全体の維持管理・更新に係る費用をより一層平準化することが可能となる。また、国が主体的に作成した指針を地方公共団体にも活用できるように全国的に展開することで、効果が広域的に波及することが期待できる。
	比較	指針の作成により、上記の効果が期待できるので、効率的である。
代替案	概要	施設毎の予防保全型維持管理・更新の取り組みを強化しつつ、個々の施設の管理者同士の個別の連携を深めることで対応する。
	費用	国費はなし
	効果	個々の施設ではライフサイクルコストが考慮されていても、個々の施設同士の連携について、連携の考え方・内容が明確ではないため、実効性のある取り組みが困難であり、社会資本全体として見れば、ある特定の時期に維持・更新にかかる費用が集中する恐れがあることに対しては有効な解決策にならない。
	比較	費用はゼロであるが効果は限定的である。
本案と代替案の比較		代替案は、施設毎・地方公共団体毎の取組にとどまるが、本案は、全国的な課題に対応するための、社会資本全体のコスト平準化を図る取組であり、効果が広域的に波及し社会資本全体の維持管理・更新に係るコスト平準化を図ることが可能となることから、効果が非常に大きく、効率的である。

<p>施策等の 有効性</p>	<p>本施策の実施により、社会資本の施設横断的な予防保全マネジメントに関する指針が策定されることで、施設横断的なマネジメントを行う際の留意事項や検討事項が提示され、社会資本全体の維持管理・更新に係る費用をより一層平準化し、効率的な維持管理・更新が可能となるため、本施策目標の達成に資する。</p>
<p>その他特記 すべき事項</p>	<p>【関連する閣議決定、施策方針演説等における位置づけ】</p> <p>○「全国知事会 地方の社会資本整備PT提言（平成22年5月6日）」において、「維持修繕、更新投資費の戦略的な予防保全型管理を進め、ライフサイクルコストの更なる削減を図るべく、地方の判断による適切な維持管理を可能とする新たな事業の枠組みが必要」とされている。</p> <p>○「地方の社会資本整備におけるコスト縮減に関する提言～地域の発想を最大限活用する「新たなコスト縮減」の取り組み～（平成22年4月）」において、「戦略的予防への転換」として、「アセットマネジメントに関する技術的指針を定めること」とされている。</p> <p>○「国土交通省政策集2010（平成22年6月22日）」において、「施設横断的な予防保全マネジメント方策を検討する」と記載されている。</p> <p>【事後評価の実施方法及び時期】</p> <p>平成24年度に事後検証シートにより事後検証を実施</p>